

「長沙走馬樓吳簡よりみる孫吳政権の地方財政」

谷口 建速

一九九六年に湖南省長沙市で発見された走馬樓吳簡は、総計一四万点に上る簡牘群である。この簡牘群は、三国吳代初期の長沙郡・臨湘侯国に関わる地方行政文書を主たる内容とし、記載内容が多岐に渡ることから、文献史料の少ない孫吳政権或いは三国時代の諸制度の解明に大きく寄与すると考えられている。また、地方行政制度全般についても、これほどまとまった史料は類例が少なく、走馬樓吳簡の検討に基づく知見を総合して復元される地方行政制度の諸相は、一つのモデルケースとなるであろう。

本論文はその一環として、走馬樓吳簡の穀倉や庫に関する簿・記録を主な史料とし、地方財政制度の構造の解明を試みるものである。秦漢時代では、郡県が郷里を通じて民衆から徴収した賦税等の財源を穀倉・庫に収藏し、地方における財政を運用した。その基層となる郡県の穀倉・庫をはじめとする地方財政機構については、雲夢睡虎地秦簡に倉庫の運用に関する法制史料、また西北辺境地域出土の漢簡には大量の倉庫関連簿・記録が含まれており、当時の倉庫運用の実態が明らかとなっている。走馬樓吳簡は現在（二〇一四年一月時点）、三分の一程が公表されているのみであるが、その数は約三万七〇〇〇点に上る。大半は吏民の名籍や穀倉・庫の簿籍の構成要素であり、税役や財政運用の詳細な情報が記録されている。綿密な分析・検討を通じて、当時の地方財政の諸相が明らかとなると期待される。ただし、その記載内容には、当該時代の文献中に見られないもしくは用例の少ない語や事項も多く、安易には関連付け難い。したがって本論文では、簡牘群の整理・分類に基づく分析・検討から、まず走馬樓吳簡中における内的論理を解き明かし、その上で関連史料との比較検討を行なうという手法を用いた。

本論文では、走馬樓吳簡を基本史料とし、孫吳政権の地方財政について二つの観点から検討を行なった。第一部では、物資の納入・移送・搬出等物資の流れや諸機構の性格・関係を中心とした財政機構面、第二部では、個別の収入名目をはじめとする具体的な税役面である。

各章の内容及び明らかにしたことは、以下のようにまとめられる。

（一）穀倉関連簿・記録の整理・分類及び文書行政

走馬樓吳簡の主要部分を構成する竹簡群は、元々は簿として編綴されていたが、綴じ紐が朽ちてバラバラの状態で出土しており、史料群として利用するためには、基礎的作業としての整理・分類が必須である。そこで、第一章「走馬樓吳簡における穀倉関係簿」では、穀倉関係の簿・記録の整理・分類作業に基づき、まず州中倉の「月旦簿」及び“四時簿”的全体像を復元した。これらは、次の簡等から構成される。

①表題簡 ②集計簡（「右」簡・「集凡」簡）

③本文に相当する簡（納入簡・搬出簡・「其」簡・「領」簡・「已 入」簡・「未畢」簡等）

④上余簡 ⑤今余簡 ⑥後付（「白」簡）⑦「籤牌」（楛）

各構成要素には簡の形状（長さや幅）のみならず、書き出しの位置や各情報の記される位置、圈点等に定型があり、冊書として編綴されると情報のまとめや区切りが明確となるようにレイアウトされている。このことは、当時の簿籍作成の技術的成熟を示している。

また、穀物受領時に作成された穀物納入（受領）記録、数日分の受領穀物を名目ごとにリスト化した「賦税総帳木牘」、ひと月ごとの出納帳である「月旦簿」及びそれを三か月分まとめた“四時簿”作成に至るまでの、各倉庫や地方行政機構における簿籍の作成過程について明らかにした。その全容は、以下のようなになる。

①まず、穀倉に穀物が納入される際に納入（受領）記録Ⅰ型が作成される。穀物の名目と数量・納入年月日・納入者や受領担当吏の姓名等の情報が詳しく記され、吏の名は署名である。本記録は「別」すなわち証明書として作成されたものであり、一方を受領側、もう一方を納入側が保管した。

②納入簡Ⅰ型は穀倉にて保管されるが、数目ごとに、これらに基づいて「賦税総帳木牘」が作成される。この木牘には、期間内に受領した穀物の総数と、名目ごとの内訳とが記録される。木牘自体は、その都度上級機関（倉曹）に報告された。

③一方、搬出が行なわれると、搬出記録が作成される。搬出する穀物の種類と数量、搬出先の情報等が詳しく記録される。

④穀倉では、一ヶ月ごとに「月旦簿」が作成される。これは、前月の繰越から月末の帳尻に至るまでの出納簿である。納入部分については、納入記録Ⅰ型等の情報に基づき、名目ごとにひと月分の総量がまとめられる（納入記録Ⅱ型）。搬出部分については、一件ごとの搬出記録に基づく写しないし二次的記録が作成された。この「月旦簿」も穀倉から上級機関（倉曹）に報告された。

⑤「月旦簿」は、三ヶ月ごとに情報がまとめられ、“四時簿”が作成される。まとめたのは倉曹である。この“四時簿”も、報告が目的で作成された。

⑥なお、納入記録Ⅰ型も、一定期間（ひと月程度）を目安としてまとめられ、集計記録の簡や表題簡を付けられて簿となり、上級機関（倉曹）に報告された。

以上の基本的な簿・記録の他、例えば年度・名目別の移送穀物簿や、穀物がどの穀倉にどのような経緯で納入されたか等、特定情報に基づく多様な簿が作成され、煩瑣とも言える程に穀物は厳重に管理されていた。また、呉簡中には帳簿のチェックや吏の処罰に関する記録も見られ、穀物の喪失・減耗に関しても、事後に担当吏の責任で補填されたことを示す記録も確認できる。こうした事実は、睡虎地秦簡中の法制史料に見られる地方穀倉の厳重な管理、及び西北辺境出土漢簡より復元されるシステムティックな文書行政による穀

倉運用を彷彿とさせ、秦漢以来の整備された倉庫制度を継承するものと言える。

(二) 地方財政システム

走馬樓呂簡中には、簿や記録の作成主体として、「州中倉」と「三州倉」の二つの穀倉を確認できる。また、穀物受領記録等によると、「邸閣」という官が関与している。両倉の機能や関係、及び穀物財政機構の全容はいかようであったのか。第二章「走馬樓呂簡よりみる孫呂政権の穀物搬出システム」では、州中倉の「月旦簿」の構成要素であり、複数の竹簡にわたる「穀物搬出記録」の記載内容を復元し、各事項を分析することで、地方における穀物搬出システムについて検討した。特に、穀物搬出の指示書や穀物の用途に着目し、州中倉の機能や地方の穀物運用に対する中央の監督体制の実態を明らかにした。

続いて第三章「穀物移送記録と穀物財政システム」では、三州倉の穀物搬出記録（州中倉への移送記録）を分析し、三州倉・州中倉及び「邸閣」の各機関の性格及び関係について検討した。また、臨湘侯国外の穀倉に関する記録の分析から、長沙郡の広域に及ぶ穀物運輸について検討した。さらに、本章までに検討してきた穀物財政の枠組みをまとめて提示した。この二章により、以下のことが明らかとなった。

三州倉・州中倉は共に吏民の賦税等の穀物を受領し、また貧民に対し穀物貸与を行なっている。この点では、両倉は臨湘侯国倉（県倉）としての機能を有している。また州中倉は、管轄する穀物の大半が臨湘侯国外に駐屯する軍団構成員への糧穀として出給され、郡に関わる「塩賈米」・「屯田限米」を集積する等、郡倉（長沙郡）としての機能も兼ね備えている。また州中倉は、長沙郡下の劉陽県や醴陵県、重安県、湘水と他の河川との合流地である烝口や員口、濂浦等、湘水を中心とする広範な地域の穀物運用の拠点でもあった。一方、三州倉の穀物は、吏民への貸与の事例を除き、全て州中倉への移送を目的として搬出されており、財政運用上、州中倉に対して副倉的な機能を有していた。

両倉に関連する財政機構としては「督軍糧都尉」・「右節度府」、そして「邸閣」を確認できる。「邸閣」は州級の官であり、三州倉・州中倉を専属で担当しつつ、穀物受領の際に報告を受け、穀倉間の移送の指示を出す、いわば穀物の流れを監督する機能を有した。

「督軍糧都尉」は、州中倉に対して軍団の糧穀としての穀物搬出を指示し、中央政府の軍糧統括機関である「節度」と統属関係にあった。このことは、主に軍糧としてあるが、地方穀倉の穀物運用に対して中央政府による監督・統制が行なわれていたことを示している。なお、関連記録によると、「督軍糧都尉」は郡レベルの機関である可能性がある。以上を総合すると、三州倉・州中倉に集積された郡県の穀物は、中央の軍糧統括機関である節度府やその系統にある郡級機関の「督軍糧都尉」の指示により、各地に駐屯する軍団等へ搬出された。各倉への穀物納入及び移送については、州級の官である「邸閣」が監督していた。こうした穀物運用のシステムは、軍糧確保に重きを置いた運用であり、郡・州・

中央と各級の機関による重層的な監督・統括系統と併せ、当時の戦時体制を象徴するものと言えよう。

それでは、穀倉と同じく地方財政の基層であり、銭・布・獸皮等を管轄する官庫の運営はいかようであったのか。第四章「庫関係簿と財政系統」では、庫に関連する簿・記録の分析から、物資の流れ及び財政システムについて検討し、以下のことを明らかにした。

三州倉・州中倉の二倉が見える穀倉に対し、賦税受領等の機能を有する「庫」は一つであり、県庫である。収藏される銭の用途としては、①布・獸皮等の物資購入費用、②軍団への支給、③他県（もしくはその吏）への貸与が確認できる。また付近には郡（長沙郡）の庫である「西庫」が設置されており、郡府からの指示により「庫」から「西庫」へと銭が「伝送」された。「西庫」での見銭受領の際には、穀倉と同様に「邸閣」が監督的な役割を担っていた。

（三）穀物収入名目

走馬樓呉簡中に見える穀物収入名目を整理すると、一般吏民に対する賦税目である「税米」・「租米」と共に最も多く見られるのが諸「限米」である。したがって、税体系の中でも重要な位置にあると考えられるが、「郵卒限米」・「私学限米」・「子弟限米」等、諸々の身分・職役を冠しており、その性格について諸説が並立している。そこで、第五章「「限米」と限田」では、納入記録と名籍とを総合的に分析し、「限米」の具体的性格を検証した。

「限米」は、穀物関連簿・記録中に「郵卒限米」「佃帥限米」等様々な身分・職役を冠して見えることから、“「正戸」ではない者に賦課された賦税”、“「依付民」に賦課された賦税”等と理解してきた。しかし、その納入（受納）記録が一般吏民に賦課された「税米」・「租米」のものと同形式であり、かつ三者が混交して同一簿にまとめられていること、「税米」・「租米」に関する「税田」・「租田」と、「限米」に関する諸田が併記されること等から、三者の納入者や田地が同一郷里に所属すること、すなわち、「税米」・「租米」が一般吏民に賦課される一方、「限米」は特殊身分・職役の者（の田）に賦課されたものであることを明らかにした。

「租米」・「税米」及び諸「限米」を合わせると、穀物納入（受納）記録中にみえる“賦税”的ほぼ全てとなる。これらの他、呉簡中には「塩米」あるいは「塩賣米」という名目が散見し、語義から、官が塩を売却し、代価として得た穀物収入を指すと考えられる。第六章「「塩米」—孫呉政権の塩鉄政策」では、「塩賣米」等官有物資の売却に基づく収入名目について検討し、その実態を明らかにした。

「塩米」（「塩賣米」）は、「官所売塩賣米」とも表記されるように、官有の塩を売却して得た収入である。官塩の販売は、管轄者の指示のもと個別の吏民によって実施され、時期としてはまず春に、その後購入者側に穀物が確保された秋冬以降に改めて行なわれた。

販売に携わっていた吏は郡吏が多く、郡に関わる収入と見られる。文献史料によると、孫吳はその初期から塩鉄を重要な収入源とし、沿海地域には「司塩都尉」等の官を設置していた。後漢時代には、「民間の塩業に課税する」塩政が実施されていたが、走馬樓呉簡に見られる官主導の塩の販売は、それと一線を画しているようである。

この「塩米」は、官有物資に由来する収入という点で、「税米」・「租米」等の賦税としての収入とは性質が異なり、穀倉に納入された後も搬出に至るまで、帳簿上は塩の管理責任者の名を冠して管理された。

また呉簡中には、「塩米」と同様に官有物資に由来する「池賈米」・「醸賈米」・「銀賈錢」という収入名目がみえる。「池賈米」は、監池司馬が管理する池で取得された官用の魚介類を販売した代価、「醸賈米」は、官用の醤を売却した代価である。「銀賈錢」は、吏民に金属製農具を販売した代価である。賦税と同様に郷を通じて納められており、「塩米」とは販売の手続きを異にしていたが、吏民に直に販売しており、前代の鉄政との継承関係をうかがえる。

以上の検討や先行研究に基づき、走馬樓呉簡中に見られる穀物収入の名目を整理すると、次のようになる。

a 「税米」・「租米」

「税米」「租米」「餘力租米」「火種租米」「田畝布米」「田畝錢米」

b 「限米」

「限米」「郵卒限米」「佃帥限米」「佃吏限米」「佃卒限米」「衛士限米」「新還民限米」「新吏限米」「船師限米」「金民限米」「私學限米」「叛士限米」「習射限米」「吏帥客限米」（「吏某客限米」「帥某客限米」）「子弟限米」（「吏某子弟限米」「帥某子弟限米」）「監池司馬鄧邵限米」「屯田限米」（「郡屯田掾利焉限米」「屯田司馬黃松（黃升）限米」）等

c 官有物売却の代価としての米

「鹽（賈）米」「醸賈米」「池賈米」

d 貸与返還米

「民還所貸某年某米」等

e 喪失分の補填

「折咸米」「沒溺米」「漬米」「溢米」等

（四）穀物貸与

穀物納入（受領）記録の類例として、多くの「還所貸食米」の納入（受領）記録を確認できる。これらは、吏民に貸与された穀物の返還に関する記録である。こうした官倉から民衆への穀物「貸与」及びその

返還もまた、財政収支上の穀物の大きな流れである。そこで、第七章「「貸米」と「種糧」—孫吳政権初期における穀物貸与業務—」では、穀物貸与に関する簿・記録を分析し、孫吳政権における吏民への穀物貸与について具体的な事実を明らかにした。

三州倉・州中倉に関連する簿・記録によると、孫吳では、食糧としての「貸食」と播種用の「種糧」の貸与業務が行なわれ、いずれも支給ではなく返還を求められるものであった。これらの業務は郷を介して行なわれており、貸与時の記録によれば、勸農掾から吏民を管轄する役目を担う「歳伍」や郷老を通じて発給されている。個別の貸与額は大きくはないが、郷内の大半の戸が対象となる等、広範に行なわれていたようである。なお、返還された穀物は、財政収支の帳簿上において、賦税納入等とは区別して記録され、管理された。

唐代では、春に播種用の穀物を貸与する「出舉」が行われたように、古代中国では国家による穀類貸与は一般的な業務であり、徵税・田地の収受等とともに在地行政上の郷の機能や里正の役割が大きかった。孫吳においても穀物貸与が一般的に行われており、かつ郷が一定の役割を担っていたことが明らかとなった。また、古代日本においては、春と夏の二季に公出舉が行われた。このうち、春の出舉は種稻の分与、夏の出舉は農繁期の労働力維持を目的とした食糧支給の意味を持っていた。さらに、百濟においても食料支給としての夏出舉が行われていた可能性が指摘されている。走馬樓吳簡中に食糧としての「貸食」とタネモミとしての「種糧」の二種の穀物貸与が確認できることは、これらの淵源の具体的な実例と言えよう。

(五) 賦税と給役との関係

第八章「「給役」と賦税」では、穀倉関連簿・記録と名籍とを合わせて分析し、吏民の税と役との関係について検討した。

名籍中には、民の「給役」従事の事例が多数見られる。彼らは、先行研究により民の身分で吏役に従事するものであることが明らかとなっているが、その具体的職掌の一部は、第六章で検討した「限米」負担者の身分・職掌と一致する。すなわち、「限米」の一部はこうした「給役」者に賦課されたのである。「限米」負担者として多く見える「吏子弟」について諸記録を分析すると、吏の家族の調査に関する文書中に、死亡もしくは逃亡により従事者がいなくなったことにより「下戸民を以て代う」事例がある。一方、名籍中の「給役」には、「給限佃」など、限田耕作に従事したこと示すものがある。両者を合わせると、本来、吏の家族に賦課された「限米」について、従事者がいなくなったために「下戸民」に肩代わりさせたこと、当人の名籍ではこのことを「給限佃」・「給子弟」等と表記したことが明らかとなる。以上より、孫吳では吏の家族等「限米」を課したもの従事者がいなくなった場合、その財源を維持・確保するため、税役負担能力の低い「下戸民」を当該の限田耕作に従事させたことが分かる。これは、「下戸民」等貧農の救済政策でもあ

った。

本論文で論じてきた孫吳政権の地方財政は、次のように位置付けられよう。

走馬樓呉簡中には、長沙郡臨湘侯國の地方穀倉として「三州倉」と「州中倉」の二倉が見える。両倉とも、郷単位で吏民の賦税を受領・収蔵し、貧民への穀物貸与を行なうが、穀物の用途に相違があった。州中倉の穀物は軍団構成員への糧穀等として用いられたのに対し、三州倉の穀物は専ら州中倉への移送、すなわち州中倉を補填する形で運用された。州中倉を正倉と見るならば、三州倉はこれに従属する関係である。こうした地方倉の“通常業務”の様相は、睡虎地秦簡や西北地域出土漢簡より復元される秦漢時代の穀倉制度、豊富な文献史料や出土紙文書史料より復元される唐代の倉庫制度と大きくは異なる。また、同一地域にある複数の穀倉に正従の関係があり、財政的支出は一つの中心的な穀倉によるというシステムは、唐代の州県における「正倉」—「転運倉」の関係と似る。ただし、唐の転運倉は現地の民からの賦税徵収は行なわず、州県による設置ではなく国家的物流の拠点として中央から派出された機関であるという点等が呉簡中の地方倉と異なる。すなわち、呉簡中に見える孫吳の地方穀倉のシステムは、秦漢を継承し唐の制度へ発展する過渡期のものと位置付けられる。

また呉簡によると、地方穀倉の“通常業務”は、県吏・郡吏の身分を有する掾・史等の倉吏が担当するが、各倉における穀物の流通は、州から派遣された各倉担当の「邸閣」が統制した。「邸閣」は、各地に駐屯する軍団構成員への糧穀出給等、郡県の範囲を超える穀物搬出を主体的に実施もしたが、それは孫吳独自の中央の軍糧統括機構である「節度」及びその系統官である「督軍糧都尉」の指示により行われた。このような重層的な指示系統を含む呉簡中の穀物財政システムは、軍糧の確保に重きを置いたものであり、軍事的政策を重視する当時を象徴する事象と言えよう。各穀倉においても、基本的な簿である月ごとの穀物納入（受領）簿や「月旦簿」のみならず、数日ごとの納入（受領）簿や穀物名目・年度別に作成された移送簿等、前後の時代よりもさらに煩瑣に見える文書行政の状況からも、穀物財政に対する厳密な姿勢をうかがうことができる。

孫吳の税役制度については、文献史料中にはほとんど記録が見えず不明であったが、走馬樓呉簡中には吏民の名籍や賦税関連の記録・簿が大量に含まれている。本論文では、穀物財政における「収入」項目という観点から、特殊身分・職役に従事する民に課せられた「限米」の制度、塩鉄政策、穀物貸与政策等について実態を明らかにした。特に「限米」は、一般吏民が納めるべき「税米」・「租米」と同じく基本的な賦税であり、給役と密接に関わる。魏晋南北朝時代は、民が吏役をはじめとする給役に従事する事例が多く見られるようになり、やがて彼らの地位は相対的に低下、唐代の良賤制に収斂されていくとされる。呉簡における「限米」や給役の記録は、その萌芽の時代の状況を伝えるものである。